

基準 A. 留学生に対する支援体制

A-1 留学生に対する支援体制

《A-1 の視点》

A-1-① 留学生に対する受入環境の整備

A-1-② 留学生に対する経済的な支援と就職進学支援

A-1-③ 留学生に対する社会的な交流活動の推進

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 留学生に対する受入環境の整備

本学では、日本人学生及び外国人留学生に対する、学生生活の指導、福利厚生、課外活動、奨学援助、学生相談、就職指導、資格取得の支援、国際交流活動などに従事する組織として「学生サポートセンター」を設置している。学生サポートセンターの事務室は現在、管理棟 1 階に集約し、センター長の教員 1 人(教授)とスタッフの職員 4 人(課長、課長補佐、主事、アルバイト)で運営されている。また、学生サポートセンターは、教授会の下部組織である学生委員会(センター長を含む教員 4 人と課長 1 人)の事務幹事を担当している。

学生の対応にあたる事務室は、学生が気軽に相談できるようなオープンフロアのなかで、日本人学生及び留学生が職員と「フェイス・トゥ・フェイス」で相談や助言活動ができるような環境を整え、学生サービスと福利厚生の向上に努めている。学生サポートセンターは、入学直後の学生生活の支援から、卒業時の就職活動の支援までを一貫して担当することにより、きめ細かな学生サービスが実現できるように取り組んでいる。

学生サポートセンターにおける留学生の支援活動として、学修支援の観点から、授業の欠席が多い留学生や成績不振な留学生について、学生サポートセンターの職員が当該授業担当の教員とメール等で連絡を取り合い、適宜指導にあたっている。留学生については、法務省入国管理局からの指導として、授業に対する出席率が極めて低い留学生、学期及び年度の学業成績が極めて低い留学生には、留学ビザの更新延長手続きに際して、留意事項が付けられてしまう。したがって、授業に欠席が多い留学生や成績不振な留学生については、その事実が判明した段階で、速やかに事務室に呼び出しをして、学生サポートセンター長が当人に対して直接の注意・指導を行っている。しかしながら、学業成績の不振が 2 学期以上継続した場合や学費納入が滞っている場合には、退学（除籍）の処分に至ることもある。学生サポートセンターでは、そのような事実が発生しないように、当該留学生の保証人に対して文書で状況を報告するか、あるいは、当該留学生の送り出し機関の担当者に直接メール及び国際電話をかけて当該留学生の保証人に対する現状連絡を依頼している。また、当該留学生に対して、呼び出しを行い、学修指導や生活面における緻密な指導を行い、担任教員の協力も得ながら処分に到らないよう指導し

ている。

学生サポートセンターでは、留学生のほぼ全員が携帯電話を所持しているという情報を得ている。そのため、留学生に対して電話番号やメールアドレスの登録を要請し、電話番号が変更した場合などは速やかに連絡ができるような環境を整備し、留学生の学修支援及び生活支援を行っている。なお、万が一に留学生の所在が確認できなくなった場合は、在籍する留学生のネットワークを手掛かりとして連絡が取れるように、常に留学生との良好なコミュニケーションができる環境づくりに努め、教職員と留学生間の良好なネットワークの強化に努めている。

A-1-② 留学生に対する経済的な支援と就職進学支援

本学では、表 A-1-1 のように、中国、韓国、台湾、タイ、ベトナムなど、中国を中心とするアジア圏からの留学生が在籍している。最近では、韓国からの留学生が激減してゼロになっていることと、中国からの留学生も相対的に減少傾向にある。平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災とその後発生した大津波による福島原子力発電所の大惨事が、韓国及び中国からの留学にブレーキをかけたと思われる。また、その後の日本と韓国及び日本と中国における政治的な関係の悪化も影響しているものと思われる。

表 A-1-1 国別の在籍留学生数

	中国	韓国	台湾	ベトナム	タイ	スリランカ	合計
平成 22 年度	66	11	0	1	0	1	79
平成 23 年度	64	11	0	1	1	1	78
平成 24 年度	61	9	1	1	1	0	73
平成 25 年度	54	5	0	1	0	0	60
平成 26 年度	39	0	0	1	0	0	40
平成 27 年度	39	0	0	2	0	0	41
平成 28 年度	41	0	0	2	0	0	43

本学が実施する留学生に対する経済的支援には、現在、①授業料の減免措置、②住宅費補助、③教育後援会費免除がある。【資料 A-1-1】

留学生に対する授業料の減免では、平成 25(2013)年度以降に入学した留学生から、入学時点での日本語能力に応じて減免率を差別化している。具体的には、日本語能力検定 N1 (1 級) を取得している場合には授業料を 50%減免し、日本語能力検定 N1 (1 級) を取得していない場合には授業料を 30%減免することとしている。

留学生に対する住宅費補助では、当該留学生の当期の授業料が振り込まれていることと、住宅費の当月支払証明書の確認を経て、月額 5,000 円を留学生の口座に振込みをしている。なお、留学生が借りるアパートについては、苫小牧市内の不動産業者との良好な関係を構築して、良い物件を比較的安価に提供していただいている。学生サポー

トセンターは、留学生が生活するアパートの斡旋を行い、苫小牧駒澤大学が機関保証を行うことでアパートに係る賃貸借契約の支援を行っている。同時に、留学生総合住宅保険への加入を促し、冬季の水道管破裂などによる偶発的な事象に対するリスク回避の指導を行っている。

本学の教育後援会費については、初年次の入会金 6,000 円と年会費 20,000 円が免除されている。

さらに、苫小牧市役所による苫小牧駒澤大学の留学生に対する財政的な支援策として、JR 苫小牧駅から苫小牧駒澤大学までの区間に係るバスの年間無料乗車券を支給していただいている（現在は道南バス）。

なお、平成 25(2013)年度までは、国民健康保険税に係る最低加入料の 18,400 円までは大学が負担していたが、当該留学生が個人的に直接支払うことに変更された。また、昼食費の一部を補助していたが、これも当該留学生が個人的に直接支払うことに変更された。

このほかに、本学が学内で独自で採用している奨学金制度に「苫小牧駒澤大学学業奨学生制度」がある。この奨学金の条件は、日本人学生と同様に、学期の GPA3.8 以上かつ修得 12 単位以上の場合には、各学年で 1 人が次学期の要支払い授業料の全額免除、また、学期の GPA3.6 以上かつ修得 12 単位以上の場合には、各学年で 3 人が次学期の要支払い授業料の半額免除となるものである。

留学生に関する経済的な支援については、政府や財団などによる奨学援助事業に留学生からの申請を受けて本学教授会の承認を得て当該留学生の推薦を行っている。例えば、日本学生支援機構からは、本学に対して在籍する留学生の人数に応じて学習奨励費（現在は月額 48,000 円）の推薦枠を提供していただいている。これ以外にも、全国でも競争率が高い平和中島財団やロータリー米山記念財団の奨学金制度を紹介し、留学生の応募を促している。表 A-1-2 は各種奨学金に係る受給者数を示している。

表 A-1-2 各種奨学金に係る受給者数

	学内の 学業奨学生	ロータリー 米山奨学金	平和中島 奨学金	朝鮮奨学金	学習奨励費
平成 22 年度	8	0	0	0	13
平成 23 年度	12	1	1	1	8
平成 24 年度	11	1	1	0	7
平成 25 年度	6	0	0	0	4
平成 26 年度	0	1	0	0	2
平成 27 年度	1	0	0	0	1
平成 28 年度	0	1	0	0	1
合計	38	4	2	1	36

日本学生支援機構による学習奨励費の割り当てについては、政府の予算の観点から、最近では1名の推薦枠となっている。このようななかで、北海道地区のロータリー米山奨学会からはほぼ隔年で1名の採用をしていただき、留学生の学習の励みとなっている。

次いで、留学生の就職進学に係る支援であるが、最近では、外国人旅行者の増加や企業における海外取引の拡大の流れの中で、留学生の就職環境は改善に向かっている。学生サポートセンターにおいては、就職内定先の企業の雇用条件などを確認しながら、「留学ビザ」から「就学ビザ」への切り替えが可能であるかを考慮しつつ、就職支援を行っている。日本国内で就職を希望する留学生は増加しつつある。

具体的な就職活動では、学生サポートセンターの担当者が、エントリーシートの書き方から履歴書の添削、模擬面接まで日本人学生と同様に細部にわたり指導を行っている。また、札幌商工会議所アジア・ブリッジ・プログラムとの連携のうえ留学生を対象とした合同企業説明会の案内、留学生の受け入れに積極的な企業の開拓や紹介などを行っている。

国内の大学院への進学に際しても、留学生においては、日本語のスキルを磨く希望を持つものや、将来の日系企業などへの就職を意識して専門的な研究を希望するものもある。これまでも、北海道大学や東京学芸大学、横浜国立大学、小樽商科大学などの国立大学や早稲田大学などの大学院への進学者がいる。大学院への進学を希望する留学生に対しては、担当教員が学術的な指導を親身になって行い、卒業後も本学との繋がりを維持し、研究交流などを行っている。このような過程のなかで、本学の研究発表会や卒業研究発表会にも留学生が積極的に参加する環境を整備している。

A-1-③ 留学生に対する社会的な交流活動の推進

本学では、国際交流協定に基づいて、韓国の三育大学、ハンリム大学、台湾の銘傳大学、タイのカセサート大学から1~2人の交換留学生を迎え入れている。また、短期語学研修生として、春学期のなかで、15人以上の3ヶ月間の日本語教育プログラムを実施し、短期語学留学生及び送り出し機関から高い評価を得ている。

本学では、これまで韓国のハンリム大学から15人の学生を受け入れてきたが、平成26(2014)年度からは、韓国のハンリム大学とタイのカセサート大学による合同の語学研修プログラムを実施している。最近では、タイのカセサート大学とシラパコーン大学との合同の語学研修プログラムも実施している。【資料 A-1-2】

この語学研修プログラムでは、午前中は日本語授業、午後は国際交流・日本伝統文化の実習を行い、研修日程の中で、参加した留学生たちが充実した時間を過ごせるように、北海道内の施設見学会（王子製紙苫小牧工場やトヨタ自動車北海道など）や道内の観光地（富良野や美瑛、登別温泉や洞爺湖温泉など）を旅行するなど充実したプログラムを提供してきた。くわえて、苫小牧市国際交流室のご協力のもとで、市内のご家庭でのホームステイなどを通して市民と留学生との国際交流も進めている。

本学の正規留学生および短期語学研修に参加した留学生については、市内の小中学校において、中国語などの講習等を初めとする国際交流プログラムに参加し、小中学生や市民との交流を積極的に行っている。高校への国際理解に係る出前講座も請け負っても

らい、高校生との異文化交流活動にも積極的に参加をしている。ロータリー財団や日中友好協会が開催する国際交流行事にも多くの留学生が参加し、料理教室やさまざまな交流行事を行っている。

この他にも、学内で開催する国際スピーチコンテスト（アイヌ語・日本語・英語の3部門）に留学生が参加し、言語を通じた意見交換の場を形成している。留学生の場合は、とりわけ、日本語スピーチコンテストに参加し、近隣にある苫小牧高等専門学校の留学生や市内に在住する外国人留学生、台湾・韓国からの交換留学生も参加するなかで日本語の表現方法などに磨きをかけている。【資料 A-1-3】

エビデンス集

【資料 A-1-1】平成 29(2017)年度 留学生特別選抜入学試験要項【資料 F-4】と同じ

【資料 A-1-2】2016 年度カセサート大学・シラパコーン大学短期語学研修日程表(予定)

【資料 A-1-3】苫小牧駒澤大学第 14 回国際スピーチコンテスト

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、国際文化学部として積極的に外国人留学生を受け入れている。留学生には、日本語能力の向上のために、毎年 7 月と 12 月に実施されている日本語能力試験を受験するように指導している。そして、卒業時までには、日本語能力検定 N1（1 級）の資格を取得させ、将来の就職活動や大学院進学の準備を有利に進めさせたい。

留学生には、将来的に、苫小牧市のまちづくりに関するイベントにも積極的に参加してもらい、留学生の視点で、国際交流の架け橋になってもらいたい。

【基準 A の自己評価】

以上のことから、基準 A は、本学において留学生の支援体制が充実しており、本学に留学した留学生が満足して本学の教育を受け、日本人学生とともに地域貢献活動にいそしむなど積極的な活動を展開していることから、満たされている。